令和７年度みんなの里海づくり支援事業 ＜研究支援＞

募集要領

１　事業目的

公益財団法人国際エメックスセンター（以下、「エメックスセンター」という。）は、令和６年５月に環境省水・大気環境局との間で「里海づくりの推進に関する協定書」を締結するとともに、「令和６年度藻場・干潟の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環モデルの構築等業務」を環境省から受託して、沿岸域の生物多様性等の保全と地域資源の利活用の好循環を目指した里海づくりの取り組みを協働して推進しています。

本事業は、沿岸域で取り組まれている様々な里海づくり活動に資する研究、技術開発を支援することにより、里海づくり活動をより一層推進することを目的にしています。

２　支援対象研究

沿岸域での里海づくり活動に資する研究を支援します。

※ 具体的な里海づくり活動の現場と直結した研究を望みます。

３　支援対象

次に掲げるいずれかに所属する研究者

（１）国及び地方公共団体の試験研究・技術開発機関

（２）学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関

（３）独立行政法人の試験研究・技術開発機関

（４）その他の非営利法人

４　研究期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

※令和７年度の研究であれば、令和７年４月１日から交付決定日までの研究も助成対象となります。

５　応募方法

募集期間	令和７年５月14日（水）～６月11日（水）17:00まで ※応募、採択状況により募集期間の延長や追加募集する場合があります。
提出書類	① 令和７年度みんなの里海づくり支援事業＜研究支援＞申請書 ※Ａ４両面１枚に収まるように記載してください。 ② 支援対象経費支出予定額内訳 ※交付決定に際して別途追加資料の提出をお願いすることがあります。
支援限度額	上限100万円（税込み）／件

提出方法	エメックスセンターにメールで申請書類を提出してください。 （申請書類提出先・お問い合わせ先） 公益財団法人国際エメックスセンター 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館５階 E-mail: satoumi@emecs.or.jp　TEL:078-252-0234

６　専門家の指導等

支援対象者は必要に応じて、エメックスセンターが派遣する専門家から、研究実施に関わる指導・助言を受けることができます。

７　対象経費、審査・交付決定、助成金の概算払い、実績報告等

別紙のとおり

別紙

1　対象経費

支援対象となる経費は、当該研究遂行のために直接的に使用したものであることを証明できる経費とし、支援対象費目は下記のとおりとする。

（１）人件費・謝金

・資料整理などの補助作業者等を雇用するための人件費（雇用契約に関わる諸条件は所属機関の規程に準拠）及び謝金（(謝金単価は所属機関の規程に準拠)

・当該研究に係る外部専門家等に支払う謝金（謝金単価は所属機関の規程に準拠）

（２）研究費

①　消耗品費

事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌(定期購読の雑誌は除く)、コンピュータソフト(汎用ソフトを除く)などの経費

②　印刷製本費

文書、報告書等の印刷、製本等に要する経費

③　通信運搬費

郵便料、電話料など、物品の運搬やデータの送受信に係る経費

④　光熱水料

電気、水道及びガス料金などの経費

⑤　借損料及び役務費

実験施設、レンタカー等のレンタル料、駐車場代、会場使用料、翻訳料などの経費

⑥　旅費

研究遂行上必要な国内外旅費（旅費単価等は所属機関の旅費規程に準拠）

※当該研究に係る発表を行わない学会等への参加は対象外

⑦　会議費

会議等の常識的な茶菓子弁当代

⑧　雑費

コピー料、振込手数料、収入印紙代、データ取得料などの経費

（３）外部委託費

・外部委託費（外注費と委託費の合計）は、原則、全体経費の２分の１を超えてはならない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

・外注費及び委託費を計上する際は、具体的にその内容を申請書に記載すること。

① 外注費

当該研究の遂行上必要な試験、検査、調査業務、ソフトウェア制作費等に係る外注費

② 委託費

当該研究の一部を共同研究者との委託研究契約により実施する場合の直接経費

２　選考・交付決定

（１）選考方法

「みんなの里海づくり支援事業に係る事業運営委員会」が選考機関となり、提出された申請書等をもとに、総合的に選考のうえ、助成金を交付する支援内定者を決定する。

（２）選考手順

６月下旬頃に書類選考を行い、７月上旬までに選考結果（支援内定通知）を通知する。

（３）支援内定通知

・７月上旬に、支援内定者に対して、支援額を決定し支援内定通知書を送付する。
・支援内定者は、支援内定通知を確認の上、直ちに支援承諾書を提出する。
・支援内定者は、上記通知受理後エメックスセンターと協議の上、交付申請書を提出する。

３　助成金の交付・執行等

（１）交付方法

・助成金の交付は、原則として支援対象者が所属する機関（以下「所属機関」という。）に対して交付する。
・助成金としての交付を原則とするが、エメックスセンターと所属機関との事前協議により、助成金相当額をエメックスセンターから所属機関への寄附金とする事が出来る。
・所属機関が寄附金とすることを希望する場合は、交付申請書にその旨を記載すること。

（２）助成金の概算払い

・エメックスセンターは助成金を原則として全額概算払いとする。
・エメックスセンターは交付申請書受理後 20 日以内に所属機関へ助成金を交付する。
・上記の事は、寄附金の場合においても同様とする。

４　採択後の助言体制

支援対象者はエメックスセンターが派遣する専門家により、研究実施に関わる指導・助言を受けることができる。

５　研究の中止又は廃止

研究計画の中止または廃止については、事前に申請し承認を受けるものとする。

６ 助成金の交付決定の取消し

エメックスセンターは、次のような事態が発生した場合、助成対象者等へ無通告で助成金の全部または一部を打ち切ることがある。

・申請に不正があった場合
・助成金を他用途に使用した場合
・助成条件に違反した場合
・他の補助金等と重複助成を受けていた場合

・成果、経費報告を正当な理由なく行わなかった場合
・「みんなの里海づくり支援事業　研究助成金交付要綱」に違反した場合

7　研究成果の公表等

（1）支援対象者による研究成果の公表

・支援対象研究成果の公表にあたっては、エメックスセンターの支援を受けている旨を明記すること。

≪エメックスセンター名称表記方法≫

日本語表記：公益財団法人国際エメックスセンター

英語表記：International EMECS Center

・支援対象者は、支援対象研究の成果を学会等で発表した場合は、発表後速やかに、その内容の写しをエメックスセンターへ提出すること。

（2）支援対象者によるエメックスセンター広報活動への協力

エメックスセンターは、採択時点での支援対象研究概要と研究成果概要をホームページやニュースレター等の広報物で公表する予定である。支援対象者は、エメックスセンターから支援対象研究に係る広報用資料作成の依頼があった場合は、可能な限り協力する。

（3）エメックスセンターによる支援対象者等の著作物の利用

支援対象者等は、エメックスセンターが定款に定める公益目的事業においてみんなの里海づくり支援事業（以下「本事業」という。）の成果を公表するにあたり、支援対象者等が事前に承認した内容の全部又は一部を利用できるよう、エメックスセンターに対して著作者人格権を行使しない。

8　実績報告・調査等

（1）実績報告及び精算

①支援対象者は、エメックスセンターが指定する期日までに次の書類を提出する。

・研究報告書
・所要額精算調書
・所属機関による収支簿【任意様式】
・学会報告資料、論文、新聞記事など支援対象研究の成果を外部で発表したことを確認できるもの（該当する場合のみ）

②所属機関は、助成交付金が助成金確定額を超過する場合は、 超過額をエメックスセンターに返還する。

（2）調査・検査

①実績報告書の書面調査を行うほか、支援期間中においても疑義がある場合は下記の様な事項について検査を行う事がある。

・研究計画と実績報告書の内容の整合性
・実績報告書に記載されている研究の内容と支出した経費との整合性
・支援対象機関が作成した収支簿及び補助簿等との整合性

②必要に応じて、所属機関及び外部委託先についても、参考となるべき報告及び資料の提出を要請し、検査を行う事がある。

③検査を行うことができる期間は、支援期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して５年間とする。